

■ シリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」【3】（5月号メルマガ）

原賠法適用の条件と原子力損害の形態

Q 1.

原賠法はどんな場合に適用になるのですか？

Q 2.

「原子力損害」とはどんな損害ですか？

5月号のQ&Aはいかがでしたでしょうか。Q 1～2を振り返って、原賠法適用の条件と原子力損害の形態について詳しく解説します。

1. 原賠法適用の条件とは

原賠法は民法の特別法にあたる。損害賠償責任の原則は民法上に規定されている（一般法）が、それ以外にも損害賠償責任を定めた法律があり、これを特別法と呼ぶ。原賠法の他にも、例えば損害賠償責任の特別法として製造物責任法がある。特別法は、民法とは異なる特別な責任の要件を規定するが、原賠法第三条では、「原子炉の運転等」により「原子力損害」を与えたときには「原子力事業者」だけが損害賠償責任を負うと定めている。端的にいうとこれが適用の条件となる。

このような特別な条件の下に原賠法が適用された場合、その効果として無過失責任や責任の集中が発生することになる。

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

ここでいう「原子炉の運転等」、「原子力損害」、「原子力事業者」は原賠法第二条において以下のように定義されている。

「原子炉の運転等」（第二条1項）

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。）の運搬、貯蔵又は廃棄であつて、政令で定めるものをいう。

一 原子炉の運転

二 加工

三 再処理

四 核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。）の廃棄

「原子力損害」（原賠法第二条 2 項抜粋）

第二条

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。（後略）

「原子力事業者」（原賠法第二条 3 項）

第二条

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）をいう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第二十三条第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者（規制法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。）※

二 規制法第二十三条の二第一項の許可を受けた者※

三 規制法第十三条第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者※

四 規制法第四十三条の四第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者※

五 規制法第四十四条第一項の指定（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者※

六 規制法第五十一条の二第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者※

七 規制法第五十二条第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者※

(※)

一号 原子炉設置の許可を受けた者

二号 外国原子力船に設置した原子炉に係る許可を受けた者

三号 加工事業の許可を受けた者

四号 使用済み燃料の貯蔵の事業の許可を受けた者

五号 再処理の事業の許可を受けた者

六号 廃棄の事業の許可を受けた者

七号 核燃料物質の使用の許可を受けた者

また、「核燃料物質」や「放射線」などの用語についても第二条 4 項において定義されている。

第二条

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号 に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号 に規定する核燃料物質（規制法第二条第八項 に規定する使用済燃料を含む。）をいい、「加工」とは、規制法第二条第七項 に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第八項 に規定する再処理をいい、「使用済燃料の貯蔵」とは、規制法第四十三条の四第一項 に規定する使用済燃料の貯蔵をいい、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄」とは、規制法第五十一条の二第一項 に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号 に規定する放射線をいい、「原子力船」又は「外国原子力船」とは、規制法第二十三条の二第一項 に規定する原子力船又は外国原子力船をいう。

なお、第三条においてただし書きされている「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるとき」に該当する場合は、原子力事業者に責任を問うことが適切でないため、原賠法第十七条により政府が必要な措置を講じることとなっている。「異常に巨大な天災地変」の定義は原賠法には規定されていないが、日本の歴史上余り例の見られない大地震、大噴火、大風水災といった予想もされていないような規模のものが相当する。また「社会的動乱」は、戦争、海外からの武力攻撃、内乱などが相当し、局地的な暴動やテロは含まれないとされている。

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合（中略）においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようとするものとする。

2. 過去の原子力施設の事故と原賠法の適用

日本において原賠法が適用された事故は 1999 年に発生した JCO 臨界事故だけである。過去に起きたその他の事故については、原子炉の運転等によるものでない、もしくは原子力損害でない、というように何らかの条件が欠けていたために原賠法は適用されなかった。

（例）

- 1954 年 3 月 1 日 第五福竜丸 核実験被災（原賠法制定以前の事故）
→そもそも米国の核実験による被災であり、原賠法の対象外である。
- 1974 年 9 月 1 日 原子力船むつ 放射線もれ事故
→原子力損害が出ていないため、賠償責任が発生しなかった。
- 2004 年 8 月 9 日 関西電力美浜発電所 3 号機 2 次系配管破損事故による関連

会社従業員の死傷者の発生

→「原子力損害」に当たらないため、原賠法の対象でない。

○2007年7月16日 東京電力柏崎刈羽原子力発電所 新潟県中越沖地震被災による極めて微量の放射性物質の構外への漏洩

→「原子力損害」に該当する損害では無いため、原賠法の対象でない。

3. 「原子力損害」の形態

「原子力損害」の定義及び解説は、メルマガ A2.の解説の通りであり、ここでは日本で原賠法の対象となった唯一の事故である JCO 事故の事例に沿って各損害形態について述べる。

(1) JCO 事故概要

1999年9月30日午前10時35分頃、茨城県東海村にある JCO 核燃料加工事業所の転換試験棟において、臨界事故が発生し、約20時間に渡り臨界状態が継続した。事業所周辺に放射線（中性子線、γ線及びヨウ素の希ガス）が放出されたが、放射性物質または放射能汚染が周辺に拡散するようなことはなかった。この事故により、燃料加工作業に従事していた JCO 作業員3名（2名死亡、1名重篤）が放射線被曝を受け、被曝者数は微量のものを含めて93名となった。

(2) JCO、村、県、国の対応

住民への東海村による避難要請（約350m圏内の近隣住民に対し、9/30の15:00～10/2の18:30）及び茨城県による屋内退避勧告（10km圏内の住民に対し、9/30の22:30～10/1の16:30）が行なわれ、10/1の9:20に国による臨界終息宣言、10/2の18:30県による安全宣言が為された。JCOは10/4に現地に相談窓口を設置するとともに「被害等申出書」の受付を開始し、茨城県は10/5に「県民相談センター」、「臨界事故相談窓口」開設による県民への支援体制強化を開始した。また、国は10/7に原子力安全委員会による事故調査委員会を発足、10/22に「原子力損害調査研究会」及び「原子力損害賠償紛争審査会」を設置して、被害者の賠償問題への対応を開始した。

(3) 原子力損害調査研究会による報告書

JCO 臨界事故では、同研究会による同年12/15付「営業損害に対する考え方（中間報告）」及び翌年3月付「原子力損害調査研究報告書」が作成されて、身体の障害、検査費用(人)、避難費用、検査費用(物)、財物汚損、休業損害、営業損害、精神的損害について、「原子力損害」に該当するか否か、原賠法に基づく賠償の対象と認められる損害の範囲、判断指針等が示された。

その指針の概要を以下に挙げる。

(1) 身体の損害

- ・ 請求者側の立証により、身体の傷害が本件事故による放射線障害(急性放

放射線障害又は晩発性放射線障害)であると認められる場合には、賠償の対象と認められる。

(2) 検査費用(人)

- ・ 事故発生(9/30の10:35)から避難要請解除(10/2の18:30)までの間、茨城県内に居た者で、平成11年11月末までに受けた検査費用は損害と認められる。(11/4の事故調査対策本部の報告及び11/13、14の住民説明会等において正確な情報が提供され、これが一般国民に周知される合理的かつ相当な期間を勘案し、11/末とした。)

(3) 避難費用

- ・ 屋内退避勧告の区域内に住む者が現実に支払った、避難した際の交通費、宿泊費、宿泊に付随する費用(避難要請等の行政措置が解除された11/2までに要した費用)。

(4) 検査費用(物)

- ・ 事故発生当時茨城県内にあった財物で、平成11年11月末まで(上記(2)と同じ事由)に検査を実施した場合の、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的なものや取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされたものの検査費用。

(5) 財物汚損

- ・ 動産については、価値を喪失し、または減少した部分について損害と認められる。
- ・ 不動産については、屋内退避勧告区域内で売却予定の契約、賃貸契約等が締結されており、本件事故を事由とした合理性のある平成11年11月末までに生じた解約や値下げについては、損害と認められる。

(6) 休業損害

- ・ 屋内退避勧告区域内に居住地または勤務地がある労働者が行政措置により就労が不能となった場合、就労不能の状況が解消された時点まで(避難要請が解除された10/2から合理的期間経過後まで)に生じた給与等の減収分が損害と認められる。

(7) 営業損害(JCO事故では農畜水産物等で放射能汚染を被ったものは無かったため、ここでの営業損害は間接損害(所謂、風評損害)と言えるもの)

- ・ 茨城県内で収穫される農畜水産物で、平成11年11月末まで(上記(2)と同じ事由)に生じた減収分が損害と認められる。
- ・ 上記以外の営業については、営業拠点が屋内退避勧告区域内にあり、取引の性質上止むを得ないもので、平成11年11月末までに現実に減収のあった取引の粗利益が損害と認められる。

(8) 精神的損害

- ・身体傷害を伴わない精神的苦痛のみを理由とする賠償請求については、特段の事情が無い限り損害とは認められない。(身体の傷害を伴う精神的苦痛は慰謝料として損害と認められる。)

なお、本指針は、必ずしも請求者(被害者)の損害として認められる範囲の上限を画するものではなく、これを超える請求であっても、請求者側から「原子力損害」発生の実態が立証された場合には、その賠償まで否定する趣旨のものではないと謳われている。

具体的な内容については、平成 12 年 3 月原子力損害調査研究会の「(株)ジェー・シー・オー東海事業所核燃料加工施設臨界事故に係る原子力損害調査研究報告書」を参照ください。

以上